

**(仮称)子どもの権利条例骨子案
起草委員修正案**

「第2章 子どもにとっての基本的な権利」

1. 子どもの基本的権利

この章には、子どもが健やかに生き生きと成長・発達していくために、特に大切な基本的権利として保障されなければならないものを規定しています。

大人は子どもの権利を子どもの最善の利益にかなうような仕方で保障しなければならないことを規定します。

子どもは、自分の権利が尊重されるのと同じように、権利はみんなが等しくもっていることを忘れてはならず、他人の権利も尊重しなければならないことを規定します。

2. 安心して生きる権利

子どもは、望ましい発達を促す環境のもとで安心して生きる権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

命が守られ、平和で安全な環境のもとで暮らすこと。

家庭またはこれに代わる場の人々の愛情を持ってはぐくまれること。

適切な食事、医療、適度な休息が与えられ、健康的な生活を送ること。

いじめ、虐待、放置、体罰、搾取、有害な情報・環境などから心や体が守られること。

性別、民族、国籍、障がい、思想・信条、出生、家柄・身分、資産その他の子ども又はその家族の状況を理由とするいかなる差別及び不当な不利益も受けないこと。

自分を守るため、自然災害、事故、事件などについて必要な情報や知識を得ること。

誰にでも気軽に相談し、適切な支援や救済を受けること。

3. 自分らしく生きる権利

子どもは、のびのびと自分らしく生きる権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

自分がかげがえのない存在であるという気持ちをもつこと。

自分自身の希望や目標をもち、それを達成するために努力すること。

自分の個性や特性および他人との違いを認められ、一人の人間として尊重されること。

自分が思ったこと、感じたことを、他者の権利や名誉を侵害しない限りにおいて、自由に表現すること。

知られたくないこと・プライバシーや名誉が守られること。

自分にとって大事なことを、年齢や成長に応じて、大人から適切な助言や支援を受け、自分で決めること。

安心して自分らしく過ごすことができる居場所をもつこと。

4. 豊かで健やかに育つ権利

子どもは、様々な経験を通して豊かで健やかに育つ権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

能力や希望に応じて、後期中等段階までの教育を原則として無償で受けること。
基礎的知識を獲得し、科学的視点と広い視野から真理を探求する力を身につけること。

豊かな感性、じょうぶな体、強い意志をもつため、様々な芸術、文化、スポーツ、遊び・レクリエーション、ボランティア活動に触れ親しむこと。

青森の文化や歴史・伝統、自然について体験的に学んだり触れたりする機会をもって、郷土に対する理解を深めること。

世界的視野から考え行動できるようになるため、地球環境問題や世界平和の実現など国際社会の抱える諸課題について知ること。

将来の自分の進路について必要な情報や知識を得るとともに、夢に向かってチャレンジすること。

誤ったり、失敗したりしたときは、立ち直るために適切な助言や支援を受けること。

5. 意見を表明し参加する権利

子どもは、自分や自分の生活に関する事柄について意見を表明し参加する権利があります。そのためには、主に次に掲げることが保障されなければなりません。

自分や生活の場などに関して適切な情報・資料を入手でき、またそのための支援を受けること。

自分の立場を他者に適切に伝えるコミュニケーション力や他者との良好な関係を築く社交性を向上させるための学習支援を受ける。

家庭、育ち学ぶ施設、地域、行政等のあらゆる場で、自分の意見を表明する機会が与えられること。

特に自分に対する不利益な決定が行われる場合には、自分の立場を弁明する機会が与えられること。

表明した意見について、年齢や成長に応じてふさわしい配慮がなされること。

地域の行事などへの自主的・主体的な参加が奨励され、市の公的施設の運営、子どもに関する事柄の審議などへの参加が配慮されること。

仲間やサークルをつくって主体的に集い活動すること。

「第 章 子どもの権利保障の推進と検証」

1. 子どもの権利の普及

- ①市は、子どもの権利の普及を推進するために、市民が子どもの権利について正しく学び理解するよう必要な支援に努めるものとします。
- ②毎年5月22日を「あおり子どもの権利の日」とし、市はこの日にちなみ子どもの権利について市民の関心を高め、普及するための事業を行うものとします。
- ③市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域等において、子どもが子どもの権利について正しく学び、互いの権利を尊重し合うことができるよう、必要な支援に努めるものとします。

2. 子どもの権利委員会

- ①子どもの権利保障の推進および検証を行うために青森市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」）を置きます。
- ②権利委員会は、本条例が定める子どもの権利が市の施策の中に十分反映され、推進されるようその策定過程に加わり、また市の施策において実際に権利保障が推進されたかどうかを検証します。
- ③権利委員会は、青森市児童福祉専門分科会の中に位置付け、同分科会委員のうち、5名以内をもって充てることとします。権利委員会の組織運営に関するその他の事項は別に定めます。

*児童福祉専門分科会（青森市健康福祉審議会の部門委員会）の名称が固定されたものという前提。→豊田市のように「子どもにやさしいまちづくり推進委員会」（条例27～29条）などと改称可能か？

3. 子どもの権利に関する推進計画

- ①市は、子ども総合計画を定めるに際しては、子どもにやさしいまちづくり施策に即し、子どもの権利保障推進を柱の一つに位置付けるものとします。
- ②市は、子どもの総合計画を定めるに当っては、子どもを含めた市民および権利委員会の意見を聴くものとします。

4. 子ども自身による権利の推進

- ①市は、市政等について、子どもが意見を表明し、参加する場として「あおり市子ども会議」(以下「子ども会議」)を設け、特に子ども関わる事項を検討する際には、子ども会議で子どもの意見を適切に聴くよう努めるものとします。
- ②子ども会議は、子どもの自主的・主体的判断によって運営されるものとします。
- ③子ども会議が市に提出する意見は尊重され、質問に対しては市側は誠実に回答するものとします。
- ④市は、子ども会議の運営に必要な支援を行うものとします。
- ⑤施設設置管理者は、施設の行事・運営等について、子どもが意見を表明し、参加する機会を設けるよう努めるものとします。
- ⑥市は、子どもが利用する市の施設の設置及び運営に関して、子どもの参加について配慮し、適切な方法で子どもの意見を聴くよう努めるものとします。
- ⑦市は、子どもにかかわる事項を検討する審議会等に関して、子どもの参加について配慮するよう努めるものとします。
- ⑧市民及び市は、子どもの参加の促進を図るため、子どもにかかわる施策、取組等について、子どもが理解を深め、自分の意見を形成することができるよう、子どもの視点に立った分かりやすい情報発信等に努めるものとします。

5. 子どもの権利保障の検証

- ①市は、本市における子どもの権利保障の推進状況について年度ごとに調査・検証し、市民に報告するものとします。
- ②前項の調査・検証は、権利委員会に諮問し、その答申に基づいて行い、翌年度7月までに報告することとします。
- ③権利委員会は調査・検証を行うに当たっては、子ども会議との合同による検討会議の開催を経るものものとします。
- ④権利委員会は、子どもの権利保障に関連して必要があると認めるときは、自ら調査を開始し、その結果を公表することができることとします。
- ⑤市は、権利委員会の答申を尊重しなければならず、必要に応じて適切な改善措置を講ずるものとします。

第3章 大人による子どもの権利の保障

(共通の責務)

第3章 1条 大人は、生活のあらゆる場において、子どもの権利について理解し、子どもの権利保障のため、連携・協働することで必要な支援を行わなければなりません。

2 大人は、子どもに対して虐待及び体罰等、子どもの権利を侵すような行為を行ってはなりません。

3 大人は、いじめ防止に努めなければなりません。いじめが起きた時には、関係する子どもの最善の利益を考慮し、対応するよう努めなければなりません。

(保護者の責務)

第3章 - 2条 保護者は、子育ての第一義的な責任者であることを認識し、年齢や成長に応じた支援を行い、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 保護者は、子どもにとり何が最善の利益かを第一に考え、家庭が果たす役割を理解し、子どもが豊かに育つ環境確保や対応に努めるものとします。

(育ち学ぶ施設の責務)

第3章 - 3条 育ち学ぶ施設の関係者は、育ち学ぶ施設が子どもの健やかな成長・発達にとって重要な役割を果たすことを認識し、子どもの最善の利益を考慮し権利の保障に努めなければなりません。

2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの思いを受け止め、相談に応じ、対話などを行うよう努めるものとします。

3 育ち学ぶ施設の設置管理者は、子どもの主体的な自治活動を尊重し、職員と子どもの学び合いが可能となるよう、必要な支援をしなければなりません。

(地域住民などの責務)

第3章 4条 地域住民は、地域が子どもにとって多様な人間関係を通して豊かに育つために大切な場であることを認識し、子どもの権利の保障に努めなければなりません。

2 地域住民は、子どもを地域の一員として認め、その気持ちや考えを受けとめ、地域の活動に子どもの意見を取り入れるよう努めなければなりません。

3 地域住民は、事業活動が子どもに影響力のあることを認識し、適当な方法により、子どもの権利に配慮した事業活動に努めるものとします。

第 4章 子どもにやさしいまちづくりの推進

(権利の周知と学習支援)

第4章 - 1条 市は、この条例と子どもの権利について、市民に広く知らせるとともに必要な取組を実施します。

2 市は、家庭、育ち学ぶ施設、地域などにおいて、子どもと大人が、子どもの権利について理解を深めることができるよう、必要な支援を行います。

(保護者への支援)

第4章 - 2条 市は、保護者が安心して子育てができるよう支援に努めなければなりません。

2 市は、特別な支援が必要な家庭や特別なニーズがある家庭に対し、安心して子育てができるよう支援に努めます。

(育ちの支援)

第4章 - 3条 市は、子どもが多様で豊かな体験をしたり、交流する場や機会の提供に努めることで、豊かな自己を育むことを支援します。

2 市は、子どもが安心して過ごせる居場所づくりを進めるとともに、子どもの気持ちや考えを表明できる機会や相談の場の充実を図ります。

3 市は、あらゆる差別及び不当な不利益を生じさせない、又はなくするための取組を行うよう努めなければなりません。

(虐待等の取組)

第4章 - 4条 市は、虐待や体罰、いじめの早期発見に取組むとともに、救済の支援や、予防への必要な取組を実施します。

2 市は、子どもが薬物や犯罪などの危害を受けないように、必要な取組や支援を行います。

(子ども委員会)

第4章 - 5条 市は、子どもにやさしいまちづくりを推進するために、子ども委員会を置き、子どもの意見を尊重します。

(推進計画)

第4章 - 6条 市は、前条の施策を進めるに当たっては、総合的な推進計画を定めるものとします。

2 市は、前項の推進計画を定めるに当たっては、子どもを含めた市民や権利委員会の意見を聴くものとします。

調査権の規定、相談員と調査員の規定、規則への委任の規定も札幌市にならって入れました。札幌では「委嘱」といった言葉がありますが、委員について「選ぶ」ということばを使っていますから、同じように選ぶにしました。

改訂部分...下線部分

第5章 子どもの権利の侵害からの救済

(相談及び救済)

市は、次条第1項に定める子どもの権利擁護委員によるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済について、関係機関等と相互に協力・連携を図るとともに、子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めなければなりません。

(子どもの権利擁護委員の設置など)

- 1 市は、子どもの権利の侵害について、迅速かつ適切に対応し、その救済を図るため、青森市子どもの権利擁護委員(以下「委員」といいます)を置きます。
- 2 委員は、3人以内とします。
- 3 委員は、人格が高潔で、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます。
- 4 委員は、任期を2年とし、補欠者の任期は前任者の残りの期間とします。但し、再任されることができます。
- 5 委員は、任期の満了以外には、その意に反して職を解かれませんが、但し、市長は、委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき、又は委員としてふさわしくない行為があると判断したときは、その職を解くことができます。

(委員の仕事)

- 1 委員の仕事は、次のとおりとします。
 - (1)子どもの権利の侵害について、子ども又はその関係者から相談を受け、その救済と権利の回復のために、必要な助言及び支援を行うこと。

- (2)権利の侵害を受けている子どもについて、本人又はその関係者から救済の申立てを受け、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- (3)権利の侵害を受けている子どもについて、緊急を要すると認めるときに、その救済のために、事実の調査や関係者間の調整を行うこと。
- (4)調査の結果、必要と認めるときに、子どもの権利を侵害したものに對し、是正措置を講ずるよう勧告したり、制度などの改善を要請したりすること。
- (5)勧告や要請を受けたものに対し、是正措置や制度などの改善の状況などの報告を求めること。また、その内容を申立人などに伝えること。

- 2 委員は、次のとおりの方法で調査をすることができます。

- (1) 関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する文書その他の記録を閲覧し、もしくはその提出を要求し、又は実地に調査すること。
- (2) 子どもの権利の侵害に関する救済を図るため必要な限度において、市の機関以外のものに対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めること。

- 3 委員は、その仕事を行うに当たっては、次のことを守らなければなりません。

- (1)仕事上知ることができた秘密を漏らさないこと。委員の職を離れた後も同様とします。
- (2)申立人などの人権について十分に気を配ること。
- (3)取り扱う内容に応じ、関係機関などと協力して、その仕事を行うこと。

(申立ができること)

-1 救済の申立てができることは、子どもの権利侵害に関することとします。但し、次のことは、申立てをすることができません。

- (1)裁判所で係争中のこと又はその判決などのあったこと。
- (2)不服申立中のこと又はその採決などのあったこと。
- (3)市議会などに請願、陳情などを行っていること。
- (4)委員の活動に関すること。

(委員への協力)

- 1 市の機関は、委員の独立性を尊重し、その仕事を積極的に支援しなければなりません。
- 2 保護者、育ち学ぶ施設、市民及び事業者は、委員の仕事に協力するよう努めなければなりません。

(勧告や要請への対応)

- 1 市の機関は、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告しなければなりません。
- 2 市の機関以外のものは、委員から勧告や要請を受けたときは、速やかに勧告や要請に応じ、その対応状況などを委員に報告するよう努めなければなりません。

(勧告や要請などの内容の公表)

- 1 委員は、必要と認めたときは、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表することができます。
- 2 委員は、勧告や要請、その対応状況などの報告の内容を公表するときは、個人情報などの保護について十分に気を配らなければなりません。

(委員に関する広報など)

市は、子ども、市民及び育ち学ぶ施設の関係者にこの条例の主旨及び内容を広く知らせるとともに、子どもが委員への相談及び救済の求めを容易に行うことができるよう必要な施策の推進に努めるものとします。

(調査員及び相談員)

- 1 委員の職務の遂行を補佐するため、調査員及び相談員（以下「調査員等」といいます。）を置きます。
- 調査員等は、子どもの権利に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が選びます（「委嘱」ということばは使わない）。

(規則への委任)

この章に定めるもののほか、委員の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定めます

第4章の「生活の場における権利の保障」の
(施設関係者の役割)のところですが、
下敷きにした札幌市の条文にはない
「専門性に基づく最善の方法で」という文言を加筆しています。

そして、加筆した理由として、
「主として学校側から提示される最大の論点について、
教員の専門性に基づく指導・助言は適法な権限であり、
責務であることを明記しておきます。」
と説明されています。

私は以下の理由で、
ここの加筆は必要ないと思います。

加筆しても、文の意味としては、
「施設関係者は、子どもの権利の保障に努めなければならない」
という趣旨は変わっていないと思います。

しかし、「専門性に基づく最善の方法で」という文言を加筆したことで、
微妙に違いが出てくるように思います。

おおもとの権利条約では、
第6条以降で「権利」を列挙するまえに、
第3条で、「the best interests of the child」という表現で、

その時々、その子その子「最善の利益」
(つまり、ケースバイケースということだと思います)が、

「consideration(考慮・熟慮)」されなければならない、
としています。

従って、市条例案の
「施設関係者は、子どもの権利の保障に努めなければなりません」
ということも、当然、“ケースバイケース”で判断されなければならない、
ということが原則になるものと思われまます。

しかし、ここに「専門性に基づく最善の方法で」という文言を加筆すると、
せっかくの“ケースバイケース”という個別性の原則が薄められて、
“一般的な専門性”が全面に出されて、強調されてくるような気がします。

教員が専門性に基づいて、指導・助言することは適法であり、責務である、ということには異存はありませんが、私は、権利条約の肝心なところは、その時々、その子その子「最善の利益」（つまり、ケースバイケースということだと思います）を考慮・熟慮するところだと思っています。

つまり、場合によっては、たとえ「専門性に基づく最善の方法」ではあっても、“この場合のこの子”にとっては、適切ではない、ということを含んでいるのだと思っています。

従って、「専門性に基づく最善の方法」という文言を加筆することは、条文を読む人を間違った理解に導く可能性があるので、加筆すべきではないと思いました。参考にした、札幌市の条文通りでいいと思いますが、いかがでしょうか？